

西部こども療育センターでは計画相談を行っています



○「計画相談」とは

西部こども療育センターは、発達の遅れやその心配のある、あるいは心身に障害のある子どもとご家族への相談支援をしています。

そして相談支援の一つとして、広島市から委託を受けて「計画相談」を行っています。「計画相談」では、福祉サービスを申請するときに必要な「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成します。

まずお子さんとご家族の方が地域の中でどのような生活を送りたいのかお話を聞かせていただきます。また家庭訪問をして生活の様子やお子さんの様子を把握したうえで、どのような社会資源や福祉サービスが必要なのかを一緒に考えていきます。それを決められた用紙にまとめたものが「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」です。また、福祉サービスなどの利用が始まった後も予定通りにサービスが利用できているか事業所と連携をしたり、必要があれば内容の見直しや変更を行います。

○計画相談に必要な費用は

計画相談を利用するには、契約をしていただく必要がありますが、利用者の方が負担する費用はありません。



○どんなことをするの

計画相談は大まかに下記の流れで行っていきます。

- ① 訪問アセスメント
ご自宅に訪問して、生活の環境を確認したり、ご家族のご希望などについて聞かせていただきます。そのために必要な社会資源や福祉サービスについてもお話をします。
- ② 計画案の作成
聞かせていただいた内容から、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の案を計画相談担当者が作成します。その案に了承していただき、区役所に提出をすると福祉サービスを利用するために必要な「受給者証」(有効期限は次の誕生日までです)が発行されます。
- ③ サービス担当者会議
ご家族の方、福祉サービス事業所の担当者、計画相談担当者で、具体的にどのような支援を行っていくのか話し合います。その後にご家族の方に了承をしていただきます。
- ④ モニタリング
定期的(3 か月または 6 か月ごと)に家庭訪問をして、現在の生活の様子や福祉サービスの利用の状況について確認をします。また福祉サービスの事業所に連絡をして、利用の状況の確認をします。
- ⑤ 継続モニタリング(受給者証有効期限の最後の月)
受給者証を更新する前に、現在の状況についてお確認をして、計画の見直しや修正をします。新たな計画案を作成します。

※あくまで大まかな流れです。電話や来所での相談はいつでも受けることができます。

問い合わせ 広島市西部こども療育センター 療育相談室

代表電話 082-943-6831